

東京樂泉會規則

第壹條 本會ハ會員ノ各所藏スル古泉搨摸ヲ蒐集シ凡テ古泉ニ關スル一
智識ヲ互ニ交換スルヲ目的トス

第貳條 本會ハ名ケテ東京樂泉會ト稱シ毎月壹回第壹金曜日ヲ以テ開
會ス

第參條 會員ヲ分テ在京會員(東京ニ居住スルモノ)地方會員(地方ニ
居住スルモノ)ノ二種トス

第四條 本會ニ入會セント欲スル者ハ宿所姓名號ヲ詳記シテ申込ムベ
シ

第五條 會員ハ搨摸出品ヲ開會當日迄ニ郵送スル事

第六條 會員ニ止テ得ザル事故アリテ脫會セントスルキハ其旨ヲ届
ケ出ヘシ

第七條 本會ノ開會ヲ分テ大集會(年ニ壹回)小集會(月々ニ開會スル
モノ)ノ二種トス

第八條 本會ハ東京樂泉會泉譜(大集會)古泉搨摸集(小集會)ノ二種ヲ
會員ニ頒布スル事

第九條 會員ハ左ノ區別ニ從ヒ會費ヲ納ムヘシ
但シ地方會員ハ外ニ本ノ郵稅ヲ要ス
大集會臨時定之小集會六錢

第十條 郵券代用一割増 但シ本ノ郵稅ハ此限ニアラズ

東京樂泉會發起人
東京市神田區須田町十四番地
大野源次郎

明治廿八年 月 日